

第九十三回国会
衆議院
大蔵

委員 会

議 録 第 二 号

昭和五十五年十一月四日(火曜日)
午前十一時十七分開議

出席委員

委員長 綿貫 民輔君

理事 越智 伊平君

理事 小泉純一郎君

理事 佐藤 觀樹君

理事 竹本 孫一君

相沢 英之君

木村武千代君

笹山 登生君

白川 勝彦君

平泉 渉君

藤井 勝志君

柳沢 伯夫君

与謝野 馨君

川口 大助君

堀 昌雄君

鳥居 一雄君

正森 成二君

柿澤 弘治君

出席國務大臣

大蔵 大臣 渡辺美智雄君

運輸 大臣 塩川正二郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 保岡 興治君

大蔵省主計局次 矢崎 新一君

運輸省鉄道監督 永光 洋一君

局固有鉄道部長

委員外の出席者

大蔵委員会調査 葉林 勇樹君

室長

十月二十七日

一般消費税反対及び減税に関する請願(正森成

第一類第五号

大蔵委員会議録第二号

昭和五十五年十一月四日

二君紹介(第六四三号)

一般消費税導入及び中低所得者への増税反対等
に関する請願(正森成二君紹介(第六四四号))
十一月一日

一般消費税導入反対に関する請願(榊利夫君紹
介(第八〇四号))

同(辻第一君紹介(第八〇五号))

同(野間友一君紹介(第八〇六号))

同(不破哲三君紹介(第八〇七号))

同(松本善明君紹介(第八〇八号))

同(三浦久君紹介(第八〇九号))

同(三谷秀治君紹介(第八一〇号))

同(四ツ谷光子君紹介(第八一一号))

同(渡辺貫君紹介(第八一二号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律
案(内閣提出第一〇号)

公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年
度以後における公共企業体職員等共済組合法に
規定する共済組合が支給する年金の額の改定に
関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出
第二二号)

○綿貫委員長 これより会議を開きます。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律
案及び公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十
二年以後における公共企業体職員等共済組合法
に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に
関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題
といたします。
これより両案につきまして順次政府より提案理

由の説明を求めます。渡辺大蔵大臣。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律
案
〔本号末尾に掲載〕

○渡辺國務大臣 ただいま議題となりました国家
公務員共済組合法等の一部を改正する法律案につ
きまして、提案の理由及びその内容を御説明申し
上げます。
この法律案は、このたび、別途、本国会で成立
いたしました厚生年金保険法等の一部を改正する
法律による年金の額の引き上げに伴い、国家公務
員共済組合法等の規定により支給されている年金
につきまして、年金額の算定の基礎となる定額部
分の額及び最低保障額を引き上げようとするもの
であります。
以下、この法律案の内容につきまして御説明申
し上げます。
第一に、厚生年金における年金額の引き上げに
伴い、退職年金等の額のうち通算退職年金の額の
算定方式に準じて算定する場合の定額部分の額及
び通算退職年金の定額部分の額を引き上げること
といたしております。

第二に、国家公務員共済組合法及び国家公務員
共済組合法の長期給付に関する施行法に定める退
職年金等の最低保障額を引き上げることとしたし
ておりますが、これも厚生年金における年金額の
引き上げに伴う改善であります。
以上が、この法律案の提案の理由及びその内容
であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださ
いますようお願いを申し上げます。

○綿貫委員長 塩川運輸大臣。

公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年
度以後における公共企業体職員等共済組合法
に規定する共済組合が支給する年金の額の改
定に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○塩川國務大臣 ただいま議題となりました公共
企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後
における公共企業体職員等共済組合法に規定する
共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律
の一部を改正する法律案の提案理由につきまして
御説明申し上げます。
この法律案は、公共企業体の共済組合が支給し
ております退職年金等につきまして、別途、本国
会で成立いたしました厚生年金保険法等の一部を
改正する法律による厚生年金における年金額の引
き上げに伴い、所要の措置を講じようとするもの
であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申
し上げます。
第一に、退職年金等の額の算定方式のうち通算
退職年金の額の算定方式に準ずる方式における定
額部分の額につきまして、昭和五十五年六月分
からその額を引き上げることとしたしております。
また、通算退職年金の額の算定方式における定
額部分の額につきまして、同様にその額を引き
上げることとしたしております。

第二に、退職年金等の最低保障額につきまし
て、昭和五十五年六月分からその額を引き上げる
こととしたしております。
以上が、この法律案を提出する理由でありま
す。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○綿貫委員長 これにて両案の提案理由の説明は終わりました。

○綿貫委員長 両案につきましては、質疑及び討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○綿貫委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○綿貫委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○綿貫委員長 次回は、来る十二日水曜日午後零時四十五分理事會、午後一時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午前十一時二十二分散會

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第二項ただし書中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

第七十六条の二第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第七十八条第三項第一号及び第七十九条第五項第一号中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第七十九条の二第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第八十二条の二第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改め、同条第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第八十五条第五項第一号中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第八十八条の二第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第八十八条の四、四十三万二千円を「五十三万七千六百円」に改める。

附則第十三条の二第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

附則第十三条の六第一項中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

別表第三中六六九、〇〇〇円を「八三四、〇〇〇円」に、「五五二、〇〇〇円」を「六八四、〇〇〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「五〇一、六〇〇円」に改める。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第二条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

第三十二条の三第一項中「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。

第四十五条の三第二項中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

（昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第三条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の四第二項中「第三項において」を「以下この条において」に改め、同条に次の三項を加える。

5 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、第一項第一号中「四十七万七千九百七十二円」とあるのは「四十九万二千円」と、第二項中「昭和五十五年四月分」とあるのは「昭和五十五年六月分」と、「第十五条の四第一項」とあるのは「第十五条の四第五項の規定により読み替えられた同条第一項」と読み替えて、第一項及び第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算退職年金で、昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、当該通算退職年金を通算退職年金とみなして前項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

7 前二項の規定は、第四項の規定の適用を受ける

ける年金で、昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）の規定、第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）の規定及び第三条の規定による改正後の昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の規定並びに次項及び附則第四項の規定は、昭和五十五年六月一日から適用する。

（退職年金等の額に関する経過措置）

3 改正後の法の規定（改正後の法第七十九条の二第三項第一号の規定を除く。）及び改正後の施行法の規定は、昭和五十五年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

4 改正後の法第七十九条の二第三項第一号の規定は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年五月三十一日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

理由

厚生年金保険における年金額の引上げに伴い、国家公務員共済組合からの退職年金等について、算定の基礎となる定額部分の額及び最低保障額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第一条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十条第二項ただし書中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改め、同条第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第五十条の二第四項第一号中「二万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第五十五条第二項ただし書中「六十六万九千円」を「八十三万四千円」に、「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に、「三十九万六千円」を「五十万六千六百円」に改め、同条第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第五十八条第三項中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第五十九条の二中「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。

第五十九条の四第三項中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第六十一条の二第三項並びに附則第六条の四第三項第二号及び第六条の五第二項中「千六百五十円」を「二千五百円」に改める。

附則第六条の六中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

(昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第二条 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年

法律第六号)の一部を次のように改正する。

第四条の八に次の一項を加える。

6 前各項の規定の適用を受ける通算退職年金及び通算遺族年金の額の算定については、昭和五十五年六月分以後、第一項第一号中「千六百五十円」に「二〇七を乗じて得た額」とあるのは、「二千五百円」とする。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)の規定及び第二条の規定による改正後の昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の規定並びに次項及び附則第四項の規定は、昭和五十五年六月一日から適用する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

3 改正後の法第五十条第二項ただし書及び第三項、第五十条の二第四項、第五十五条第二項ただし書及び第三項、第五十八条第三項、第五十九条の二(改正後の法附則第六条の七(改正後の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。並びに第五十九条の四第三項の規定、改正後の法附則第六条の四第三項及び第六条の五第二項の規定(これらの規定を改正後の法附則第二十六条第一項において準用する場合を含む。))並びに改正後の法附則第六条の六(改正後の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。))の規定は、昭和五十五年五月三十一日以前に給付事由が発生した年金についても、同年六月分以後適用する。

4 改正後の法第六十一条の二第三項の規定は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年五月三十一日までの間に給付事由が発生した年金につ

いても、同年六月分以後適用する。

理由

厚生年金保険における年金額の引上げに伴い、公共企業体の共済組合が支給する退職年金等について、年金額の算定の基礎となる定額部分の額及び年金額の最低保障額の引上げを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十五年十一月七日印刷

昭和五十五年十一月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局